

平成 27 年 12 月 28 日  
九州電力株式会社

## 電気事業法改正に伴う「離島供給約款」及び「電気最終保障供給約款」の届出について

当社は、本日、経済産業大臣に対し、改正電気事業法附則第 11 条第 1 項の規定に基づき、同法第 21 条第 1 項に定められた「離島供給約款」の届出を行ないました。

また、同法附則第 10 条第 1 項の規定に基づき、同法第 20 条第 1 項に定められた「電気最終保障供給約款」の届出を行ないました。

届出を行なった「離島供給約款」及び「電気最終保障供給約款」の概要は以下のとおりです。

### 1. 離島供給約款

#### (1) 概要

改正電気事業法において、これまでは、一般電気事業者がすべての供給地域で電気を供給していましたが、平成 28 年 4 月からは、離島供給約款に基づき一般送配電事業者が離島のお客さまに電気を供給することが定められております。

一般送配電事業者は、現在の一般電気事業者の送配電部門

離島供給約款は、以下の対象離島において、当社から電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

離島供給約款の料金及び料金メニューは、当社が本日の届出時点で公表・設定している料金メニューと同じ内容であり、契約の切り替え等、お客さまの手続きは不要です。

主な料金メニューは別紙 1、2 のとおり

#### (2) 対象離島

市町村名		島名
福岡県	福岡市	小呂島
長崎県	対馬市	対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島
	壱岐市	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島
鹿児島県	薩摩川内市	上甑島、中甑島、下甑島
	三島村、十島村	竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島
	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町	種子島、屋久島、口永良部島
	奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、伊仙町、天城町、和泊町、知名町、与論町	奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島

#### (3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

## 2. 電気最終保障供給約款

### (1) 概要

改正電気事業法において、これまで一般電気事業者が行っていた最終保障供給について、平成 28 年 4 月から、最終保障供給に係る約款（当社：電気最終保障供給約款）に基づき一般送配電事業者が行うことが定められております。

電気最終保障供給約款は、料金その他の供給条件について、どの小売電気事業者とも合意に至らなかったお客さまに対して電気を供給する場合に適用いたします。

なお、電気最終保障供給約款は、当社の供給区域（離島を除く）において高圧及び特別高圧で供給を受けるお客さまを対象としております。

離島のお客さまは離島供給約款により、供給区域（離島を除く）において低圧で供給を受けるお客さまは特定小売供給約款（現行の電気供給約款をみなし適用いたします）により最終保障供給が行われます。

電気最終保障供給約款の料金及び料金メニューは、当社が現行の電気最終保障約款で設定している料金メニューと同じ内容です。

主な料金メニューは別紙 3 のとおり

### (2) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

以 上